

要 求

- 第一 徹夜作業ノ場合ハ二十四時間ノ割増金ヲ附セラレタシ
- 第二 奨励割増金ヲ成績ニ依リ從前通り支給セラレタシ
- 第三 衛生ノ設備トシテ工場用水ニ水道ヲ設置セラレタシ
- 第四 日曜日其他公休日ニ臨時出勤シ余スル場合ハ工場責任者又ハ機長ニ計リ其同意ヲ得タル上達セラレタシ
- 第五 前項ノ臨時出勤ノ場合止リテ得ス出勤シタル者ニ對シテハ皆出勤者トシテ取扱ハ